事務局長　皆さん、おはようございます。
推進委員の方、まだ見えていない方いらっしゃいますけれども、委員の方、皆さんいらっしゃいますので、ただいまから総会を開催したいと思います。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また、本日は特に寒い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
今回は、神岡農村環境改善センターの暖房が故障して修繕のめどが立たないため、日程や会場を変更しての開催となっております。
先月は総会終了後に、市議会議員との意見交換会、さらには新春懇談会を開催しまして、大変ハードな一日となりましたが、皆様のご協力により、無事に終えることができました。ありがとうございました。
本日、欠席の届出が、１番、菅原廣太郎委員、７番、伊藤裕樹委員、１０番、伊藤又エ門委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３４回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時３０分　開会）

事務局長　初めに、会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２１名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、１月１２日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。
お手元に配付しております第３４回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、１月１２日ですが、第３３回農業委員会総会及び市議会産業経済常任委員会委員との意見交換会を委員１８名、推進委員２７名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
終了後に、大曲エンパイヤホテルに会場を移しまして、新春懇談会を委員１８名、推進委員２１名の出席をいただき開催しております。
１月１９日には、広報専門委員会を委員１０名の出席をいただき、神岡庁舎２階、情報活動室において開催しております。４月１日発行の農業委員会だより（第２４号）の掲載記事等についてご協議いただいております。
同日、同会場にて、農業委員への女性登用促進に向けた秋田県農業会議との意見交換会を委員２名、推進委員２名の出席をいただき、開催しております。
その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。
以上で、主な業務報告といたします。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、５番、三浦功委員、６番、小松伸一委員の両名を議事録署名委員

に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和５年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第１号、案件１番、２番については、関連がありますので、併せて議題とします。
案件１番は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページから２ページの１番、２番をご覧ください。
関連がありますので、併せてご説明します。
農地の所在は、１番、２番併せまして、北楢岡〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田９筆、畑１筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
無償移転の案件です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、８７歳です。
１番の譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４８歳です。
２番の譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６６歳です。
申請理由につきましては、譲渡人である〇〇〇〇〇さんは、農業を行う後継者がおらず、また、高齢であることから生前に農地を処分したいと考え、これまで耕作をお願いしていた二人の方に併せて贈与をしたい意向を伝え、今回、申請に至ったものです。
なお、いずれの方も長く耕作されていますが、２番の譲受人と譲渡人の関係は本家と別家であることを確認しています。
この両案件は、農地法第３条の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第１号、案件３番から２５番までを議題とします。

事務局の説明を求めます。

参　与

２、３ページ、４番をご覧ください。
農地の所在は、四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、外、田４筆、畑６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、４７歳です。
申請理由につきまして、〇〇さんは平成２８年に亡くなりましたが、相続放棄により、申請地が所有者が不在となったことから、近隣で耕作する〇〇さんに処分をするものです。
なお、昨年１２月総会において、田８筆を売買しており、本案件により、残りの農地についても同様に処分するものになります。
売買価格は、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円、１０アール当たりに割り返すと約〇〇〇〇〇〇〇円です。
なお、総額についてですが、各筆の固定資産税の評価額を積み上げて売買価格にしたことを、〇〇〇〇〇に確認しております。

１４ページ、１７番と１８番をご覧ください。
交換の案件になりますので、併せて説明いたします。
農地の所在は、１７番が、大仙市横堀〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。
１８番は、大仙市横堀〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田３筆、計４筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７１歳と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、４６歳です。
申請理由につきましては、〇〇〇さんは、自宅近くに〇〇さんが所有する農地があることから、耕作の便を考えて、自身の農地との交換を希望していました。また、〇〇さんは、以前より経営規模の縮小を考えていたことから、農地面積に違いがありますが、今回の〇〇〇さんの交換の申出に同意したものになります。

１７ページ、２３番から１８ページ、２４番は関連がありますので、一括で説明をいたします。
農地の所在は、大仙市太田町国見〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１３筆、計１４筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
２３番の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５４歳と〇〇〇〇〇さん、５４歳です。二人は夫婦で、持分はそれぞれ２分の１になります。
また、２４番については、〇〇〇〇〇さん単独での所有になります。
譲受人は、いずれもえ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。
申出理由といたしまして、譲渡人の〇〇さん夫妻は、会社勤めで、利用権を設定の上、耕作をお願いしていましたが、今後も農業をする意志はないことから、契約期間終了に合わせて、これまでの耕作者への贈与により処分したいと考えておりました。しかしながら、借受人が体調不良になったことから耕作が難しくなり、推進委員である〇〇さんに対応を依頼しました。その後、近隣の耕作者の方と調整をしたものの、なかなか引き受け手が見つからないことから、このたび〇〇さんが贈与に応じてくれたものになります。

議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、有償所有権移転１件、交換６件、無償所有権移転４件、賃貸借権設定の新規３件、使用貸借権設定の新規１件、更新３件がございます。

１９ページ、２０ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和５年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２１ページ、１番を説明いたします。
位置図、配置図については、資料１、２ページになります。
農地の所在は、大仙市太田町太田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇平方メートル、１筆です。
申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
生活排水路用地の案件です。
転用理由につきまして、申請人は、昨年９月総会において、一般住宅の建築を計画の上、許可を受けております。当初、前面道路にある下水道本管への接続を予定しておりましたが、埋設物等により接続が困難なことから、申請地を転用し配管工事をするものです。
なお、この工事は、隣地の申請者の大叔父である〇〇〇〇さんが利用する下水道公共桝と接続することから、親類関係ではありますが、利害関係があることから、同意書をいただいております。
許可基準における立地基準につきまして、申請地を含む一団の農地は、太田支所をはじめ宅地が進んでいる区域に囲まれており、おおむね１０ヘクタール未満であることから、農地法施行規則第４６条に規定する第２種農地と考えられます。第２種農地は、農地以外の土地や第３種農地で代わりになる土地がない場合には許可できることとなっております。また、第１種農地の許可基準である農地法施行規則第３３条第４号により、この排水に係る配管工事は日常生活上必要なもので、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付資料等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。

	案件１番についてお願いします。
泉委員	１１番、泉です。 去る１月１７日に、事務局と現地等を確認してまいりました。 何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議　長	ありがとうございます。
事務局長	現地調査、大変ありがとうございました。 それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
議　長	質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声）
議　長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。
議　長	次に、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和５年２月１０日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

２２ページ、１番をご覧ください。

位置図及び配置図は、資料の３、４ページになります。

農地の所在は、大曲船場町一丁目〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田７筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

賃貸借権の設定です。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇さんです。

申請理由につきまして、大曲の花火会場から近い申請地に花火出品者用の宿泊施設と駐車場の設置を計画したものです。宿泊施設には、大会警備本部や審査員席、花火による市内外との交流の場としての機能を備えることとしています。工事期間につきましては、今年４月から２年間と伺っています。

なお、宿泊施設につきましては、６階建て、高さが２４メートルとなっており、日照等の影響があることから、配置図右下にあります既存のビニールハウスについては、東側に移設する予定としています。

また、そのほか近隣の関係者に対しても、事前に事業内容を説明の上、同意をいただいており、申請地周辺の営農活動には支障のない案件であると思われます。

賃借料は、年額〇〇〇〇円、１平方メートル当たりに割り返しますと約〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法の規定する用途地域が定められており、第３種農地に区分されるため、原則許可することが認められています。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　事務局の説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

髙川委員　１５番の髙川です。
１日に、私と渡邊委員、それから事務方の３人で現地を確認してまいりました。
この件については、昨年の夏に、地質、水質調査をしたところと同じ場所でございます。その頃より若干、手前のほうの面積が増えておりますけれども、今の事務方の説明のとおり、特別問題はないと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　長　ありがとうございます。

事務局長　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和５年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第４号、案件１７番を議題とします。
本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員 退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

３０ページ、１７番についてご説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外、田６筆、畑１筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４８歳です。
設定期間は５年、１０アール当たりの賃借料は○○円で、○○○○２筆が○○○○○円、畑１筆が使用貸借となっております。
申請理由といたしまして、○○さんは病気のため経営規模縮小を考え、○○○○推進委員へ相談したところ、同委員の仲介により、近隣を耕作しており、規模拡大を目指す○○さんが借受けに応じてくれたものです。
ただいまご説明いたしました１７番につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　議案第４号、案件１８番から２０番、１０９番、１１０番を議題とします。
本案件は、○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員 退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

３１ページ、１８番から３２ページ、２０番までを一括でご説明します。
３１ページ、１８番です。
利用権を設定する農地は、長野○○○○○○○○、地目が田、面積○○平方メートル、外、田１４筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
３件ともに期間満了に伴う利用権設定の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外２名。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は５年で、１０アール当たりの賃借料は○○円です。
続いて、９０ページ、１０９番から９２ページ、１１０番までをご説明します。
９０ページ、１０９番です。
利用権を設定する農地は、鑓見内○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル、外、田２６筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外１名です。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
２件ともに設定期間は３年です。１０アール当たりの賃借料は、１０９番が○○○○○○○円、１１０番が○○○○○○○円です。
申出理由としまして、１０９番は、○○○○○○○○○が現在、強化法で借受けしている農地を中間管理事業に切替えるものです。
１１０番は、これまでの耕作者から申請農地を解約された○○さんが、近隣を耕作する○○さんに相談し、○○さんがこれに応じてくれたものです。
なお、５案件ともに、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員　入場）

議　長　次に、議案第４号、案件２１番を議題とします。
本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

３２ページ、２１番をご説明します。
利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
期間満了に伴う利用権設定の更新です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。
設定期間は５年で、１０アール当たりの賃借料は○○○○○○○円です。
なお、この案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号、案件１１１番から１１３番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関連議案につき、会議規則第２８条の規定により〇委員の退席を求めます。
（〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

９２ページ、１１１番から９３ページ、１１３番までは関連がありますので一括で説明をいたします。
９２ページ、１１１番です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田６筆、計７筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した一括方式による新規の賃貸借権の設定です。
利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外２名です。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
設定期間は１０年、賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円となっております。
申請理由といたしまして、当該地区は圃場整備区域内であり、機構集積協力金推進事業を活用するため法人に貸し付ける必要があることから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けるものです。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
よろしくご審議くだいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○番、○委員の入場を求めます。
（○委員　入場）

議　長　　次に、議案第４号、案件１番から１６番、２２番から１０８番、１１４番から１３９番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

２５ページの５番を説明いたします。
所有権を移転する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○、地目は畑、面積○○平方メートルです。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７８歳です。
所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６３歳です。
売買価格は総額○○円で、１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○○円になります。
申請理由として、当該農地は今後、圃場整備事業にかかることになっておりますが、隣接地を所有する○○さんは、これを機に自らの農地と合わせて１つにまとめたいと考えました。そこで○○○さんに相談したところ話がまとまり、売買に至ったものです。
なお、○○さんは、以前は認定農業者の資格を持っておりましたが、現在は所有する農地の大半を自らが役員を務めている農地所有適格法人に貸していることから、認定農業者の資格は喪失した状態となっています。また、経営面積も基準である２ヘクタール未満となっているため、本来であれば強化法による売買はできないところですが、強化法第１８条第３項第２号ただし書により、農地所有適格法人の構成員がその法人に利用権の設定を行う目的で売買する場合は適用が認められているため、今回は強化法による売買の案件としたものです。

７２ページ、８０番から７６ページの８６番をご覧ください。関連がありますので、一括で説明させていただきます。
全て利用権設定の更新です。
７２ページ、８０番です。
利用権を設定する農地は、協和峰吉川○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田２５筆、合計面積は○○○○○○○平方メートルです。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、外６名。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○、○○○○○さんです。
契約期間は３年、賃借料は１０アール当たり米○○○俵です。
７５ページ、８５番の○○さんは、○○○○○なので、物納ではなくお金を振り込むため、米○○○俵分の金額となっています。
当該農地は、１０アール区画と小規模である上、ぬかりやすく、水路も土側溝で農道も狭いなど、耕作不便な圃場となっております。また、令和４年度の電気料及び肥料代の高騰で経費が増大していることを加味して、出し手側から、この条件で構わないとの申出によるものです。

９３ページ、１１４番から１１８ページ、１３９番までを一括でご説明します。
９３ページ、１１４番です。
利用権を設定する農地は、大仙市大沢郷宿○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２３０筆、畑６筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。
農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、外２０名です。
秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。
秋田県農業公社から、先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、外１５名で、新規２４件、再設定２件です。
賃借料は、１０アール当たり、使用貸借から○○○○○○○円です。

９７ページ、１１８番は、圃場整備地区内の農地を貸し出すもので、面積が小さいことから使用貸借、１１５ページから１１８ページの１３９番は、地域集積協力金を受給するために、親子間で契約したため使用貸借となっています。
その他、賃借料の違いは圃場の条件によるものです。
期間は、１１４番、１２１番及び１２８番が５年、それ以外の案件は全て１０年です。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書をご確認いただきますようお願い申し上げます。

私から、その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第４号につきましては、ただいま説明いたしました３４件のほかに、所有権移転１５件、賃貸借権設定の新規３３件及び更新４７件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇円から〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向、及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と若干幅がございます。これについても、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、議案第５号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」を議題とします。

事務局長　　議案第５号　農地法第３条目的の買受適格証明願いについて
農地法第３条目的の買受適格証明願いが、下記農地についてあったので審議を求める。
令和５年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

なお、買受適格証明願いについては、今回適格者として認められた方が落札し、農地法第３条の許可申請をする際、次回の総会に諮ることなく許可をして差し支えない旨を、併せてご審議いただきますようお願い申し上げます。

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１１９ページをご覧ください。
令和５年１月３１日に、秋田県仙北平野土地改良区から期間入札の公告がなされ、これに対し、令

和５年１月３１日付で買受適格証明願いの申請がありました。
農地の所在は、大仙市橋本〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。
所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。
申請者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
入札期日は、令和５年２月１５日です。
申請理由といたしまして、〇〇さんは、周辺の耕作地を含めた申請農地を自作地とするため、入札に参加したいと考え、入札期日前に開催される今総会での申請となったものです。
議案書下段の農地法第３条調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨を記載したものですので、ご確認ください。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　質疑ないようですので、これより採決いたします。
議案第５号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、申請者を適格者であると認め、併せてこの方が落札して当委員会へ農地法第３条許可申請された際、証明書交付時と事情が異なると認められないときは、次回の総会に諮ることなく、直ちに農地法第３条許可をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第５号の「農地法第３条目的の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり交付することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」報告願います。

事務局長　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和５年２月１０日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

１２０ページをご覧ください。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市花館字下殿屋敷６２番地１、有限会社キリハラプランテーション、代表取締役、桐原満。
２番、大仙市神宮寺字金葛１２７番地、株式会社農匠、代表取締役、齊藤章。
以上、２法人からの報告がありました。
詳細につきましては、１２１ページから１２６ページをご覧ください。
結果、申請法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。
本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局から何かございますか。

事務局長　　私からお詫びとお願いがございます。
まず、お詫びのほうですけれども、１月の総会で委員・推進委員の募集要項をお渡ししておりまして、募集期間が１月３１日から始まって、１０日ほどたつところですが、応募状況が思わしくございません。きのう現在で事務局に届いている件数が、農業委員で３件、推進委員で３件です。
それで、募集要項と一緒に応募書類も一緒にお渡ししていると思っていたんですが、本日、お渡ししていないということが分かりまして、大変申し訳ありませんでしたけれども、先ほど皆様のお手元に委員・推進委員の応募申請書・推薦書、お渡ししましたので、何とか提出のほうをよろしくお願いいたします。
１５日現在で中間報告をホームページで公表いたしますので、できましたら１５日まで提出いただけると大変助かります。
最終的に、提出期限は今月末となっております。どうかよろしくお願いいたします。
それから、お願いのほうでございますけれども、業務とは関係ありませんが、皆様のお手元に、こういった議案と一緒に白黒でなんですけれども、「マイナンバーカードを作りませんか」と書かれたチラシをお配りしております。
ご承知のとおり、今、国では、マイナンバーカードの普及に力を入れており、市町村に毎月申請率の報告を求めています。ところが、１１月分の申請率の伸びが低いということで、県内では大仙市と上小阿仁村が国の重点的フォローアップ対象に指定されております。
さらに、今後、マイナンバーカードの普及状況が交付税にも影響してくることを踏まえまして、大仙市では、全庁体制でマイナンバーカードの申請率向上に取り組むことになりました。
チラシにありますとおり、２月末までに申請すると、最高２万円分のマイナポイントがもらえます。１８歳以下の方が１月、２月中に申請すると、さらに３，０００円分のクオカードがもらえますので、ご自身やご家族でまだ申請していない方がいらっしゃる場合には、お声がけいただきますようお願いいたします。
チラシ中段、右側の囲みの中には、最寄りの支所ごとに休日受付する日程を書いてございますので、よろしければご利用ください。
ちなみに、既にマイナンバーカードを作っていらっしゃる方は、ちょっと手を挙げていただけますでしょうか。申請中の方でも結構ですけれども。
まだ申請をしていらっしゃらない方もいらっしゃるという感じですね。
よろしければ、この機会にマイナンバーカードを作っていただきますようお願いいたします。
私からは以上です。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。

事務局長　　今回、総会の会場を、こちら大曲交流センターのほうに変更したんですけれども、神岡の農村環境改善センターの暖房の修繕が、まだ見通し立っていないということで、来月の総会、３月８日の総会もこちらの会場で行いますので、何とかご承知おきください。よろしくお願いいたします。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第３４回大仙市農業委員会総会を閉会しま

す。
　本日はご苦労さまでした。

（午前１１時２８分　閉会）